

(論文内容の要旨)

本論文は、現代日本の都市コミュニティ（J市N町）において、介護付有料老人ホーム建設をめぐって建築主と住民との間でなされた「契約による紛争処理」を素材とし、ウェーバーをはじめとする法社会学の契約理論・紛争処理理論による分析を行った、いわば法的エスノグラフィーと言えるものである。本論文を通じて著者は、契約の原生的機能が、法社会学における一般的な想定に反し、市場取引ではなく社会的関係の形成にあることを示そうとしている。

本論文の構成は、以下の通りである。第一章では、法社会学の先行研究が概観され、これとの関連で本論文の位置づけがなされる。第二章では、調査・分析の方法が設定される。第三章では、建築主と住民との間で取り交わされた「契約書」の読解が行われ、その片務的性質が明らかにされる。このような「契約書」を成立せしめた要因は何かにつき、第四章において、当事者の「法意識」（動機）とそれが実現された「社会的プロセス」（因果関係）について分析がなされる。続く第五章では、こうした当事者による実践の背後にある社会的条件について分析がなされ、第六章において総括する。

本論文によれば、従来の法社会学的研究は、紛争処理方式の原型が「交渉と合意」にあることを指摘しながら、この過程の実態を具体的事例に即して解明する作業を行っていない。そこで著者は、上記紛争が「契約書」の作成によって解決されるに至った過程を調査・分析することによって、この欠を補おうとする。このことは同時に、契約を（財の移転機能ではなく）紛争処理機能において把握することも意味する。

こうして著者は、ウェーバー理解社会学の枠組にのっとり、「契約」を法律行為として教義学的に解釈するのではなく、社会的行為として（当事者が抱く主観的意味を）解釈・（その実現過程を）説明することになる。その際、「契約書」の読解のみならず、参与観察やインタビュー調査などを組み合わせたマルチメソッド法を採用することで、当該紛争解決実践を多面的かつ重層的に描きだそうとしている。

著者は「契約書」の読解により、当該契約が紛争予防的な協定であり、しかも、建築主側が住民に対して問題の予防・対策等の一方的な義務を負う片務的な内容のものであることを明らかにした。そして著者は、この片務性の原因として、J市が定めた行政規則「紛争防止要項」の影響を挙げている。さらに著者によれば、こうした国家的「公的秩序」の機能は交渉力格差の是正にとどまらない。住民は、予防すべき「紛争」の定義（「電波障害」など）・当事者としてのアイデンティティ（「近隣／周辺住民」）を「要項」から学習し、これらを自らの「私的秩序形成」（private ordering）に役立てていったのである。

当事者はどのような動機から「契約書」を作成したのか。著者は、「契約書」の文言と「紛争防止要項」の文言との間にはズレ（後者には「家屋補償」についての規定がないなど）が見られることから、住民側の「契約書」作成目的が国家的「公的秩序」の不足を補うことにあったことを明らかにしている。では、こうした動機はどのような因果的連関をたどって実現されたのか。著者は、「世

氏 名	久 保 秀 雄
-----	---------

話人会」における上記問題の認識とこれを解消するための草稿の起草、建築主との数回の「事前折衝」、そして「第四回住民説明会」における契約締結、こうした一連の過程を調査データにより丁寧に跡づけている。

以上のような当事者による実践を可能にした社会的条件は何か。著者は、交渉窓口となった「世話人会」、とりわけこれを組織した〇氏というアントレプレナーの存在を重視している。〇氏は、住民側利益の貫徹というスタイルをとらず、「自主防災」などの「理念」を掲げて運動全体をリードしてきた。その結果、住民（新たに加わる建築主も含む）相互の信頼関係が醸成され、国家的「公的秩序」の不足を補う「公共空間」（交通事故防止のための取組みなど）が住民自身の手によって創出されることになった、と著者は述べている。

以上の調査・分析を踏まえて、著者は、契約の原生的機能が社会的関係（コミュニティ）形成にあることを主張し、さらに、私的秩序と公的秩序の重層的関係など、法と社会に関する一般的メカニズムが、これら個々の紛争解決事例に縮図的に再現されることを指摘している。

(論文審査の結果の要旨)

従来の法社会学的な紛争処理研究（トルーベック・ギャランターなど）は、法的紛争処理よりも「交渉と合意」による紛争処理を重視してきた。こうした多くの先行研究を手掛かりに、本論文において著者は、Ｊ市Ｎ町での介護付有料老人ホーム建設をめぐる紛争事例を具体的検討対象とする。また著者は、当該紛争が「契約書」の作成によって収束したことを受け、ここでも法社会学的な契約研究（マコーレイなど）の成果を多く摂取しつつ、財の移転にとどまらない契約の機能について考察を行っている。

著者は、当該建設紛争に長期密着し、当事者へのインタビュー、「住民説明会」などへの参与観察を通して獲得した多くの調査データをもとに、紛争の展開過程を詳細に記述している。その上で著者は、ウェーバー理解社会学を主たる分析枠組として採用し、当事者の主観的動機づけの解釈、それが契約締結・紛争解決として結実するまでの因果的連関の説明を行い、さらに、この全過程の背後に存する当事者外的要因（社会的条件）についても考察を行っている。

本論文の主張は、以下の通りである。当該「契約書」は建築主側にのみ問題の予防等の義務を負わせる片務的な協定であった。このような「私的秩序」が形成された背景には、国家的な「公的秩序」—Ｊ市の行政規則「紛争防止要項」等—の存在があった。住民は、後者の不足を補い、より十全な「安全と安心」を実現する意図で、「契約書」の作成を行った。最終的に契約締結に至るまでには、「世話人会」「事前折衝」「住民説明会」における一連の「交渉と合意」が必要であった。そして、以上のような過程を可能にした重要な社会的要因に、住民相互の信頼感醸成という「理念」を掲げて運動を主導してきたＯ氏というアントレプレナーの存在があった。本契約交渉・紛争処理過程を通じて住民が行ったことは、このような望ましいコミュニティのあり方に関する協同的な意思決定—「公共空間」の創出—でもあったのである。

本論文は、幅広い法社会学的知見と具体的紛争事例についての綿密な調査・分析に裏付けられた優れた内容をもち、契約の原生的機能について深度のある考察を行っている。たしかに、その分析枠組の設定、とりわけウェーバー理論の理解・解釈についてなお若干の改善の余地が認められるが、具体的事例に密着した法的エスノグラフィーとして、本論文が従来のわが国の法社会学的契約研究・紛争処理研究に新たな視角を持ち込むものであることは間違いなく、学問的意義には非常に大きなものがあると言える。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成 21 年 2 月 13 日に調査委員 3 名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。